

# 仕 様 書

1. 件 名 実習室空気圧縮機設備更新工事

2. 場 所 東京都八王子市南大沢四丁目5番地  
救急救命東京研修所 1階第2機械室

3. 工事期間

契約日から令和6年3月29日(金)までの間とし、原則として以下の研修生不在期間とする。

研修生不在期間：令和5年8月20日(日)～令和5年9月10日(日)

4. 工事使用

(1) 下記内容にて、実習室空気圧縮機設備の更新工事を行う。

名称	機器仕様・規格等	数量
新設機器	日立油冷式スクリー圧縮機 型 式：OSP-11F5AG1-8K 吐 出 空 気 量：1.63 m <sup>3</sup> /min(0.83Mpa) 使 用 圧 力：0.69～0.86Mpa 電動機公称出力：11kw 電 源：AC200V3Φ 50Hz 外 形 寸 法：950W×780D×1250H 質 量：355kg オ プ シ ョ ン：基礎ボルト付属(取付金具付) エアフィルター型式：HAF-15GI マイクロストフィルター型式：HMF-15GI	1台
	空気アウトレット(S) 3/8	44個
搬入据付費	詳細は工事内訳書参照	1式
配管工事		1式
電気工事		1式
試運転調整費		1式
諸経費		1式
既存品撤去処分費		1式

- (2) 一部停電を伴う場合は必要最低限とし、時期を事前に調整すること。
- (3) 使用する部品はメーカー純正品又は同等品以上とする。  
なお、同等品以上の製品を使用する場合は、事前に証明書類等を担当者  
に提出し、承認を得るものとする。
- (4) 設置場所は既設機器設置場所（別添図面のとおり）とする。
- (5) 既存の配管類・既設ケーブル類は極力、流用を行う。ただし、老朽等  
により交換が必要なものは交換すること。
- (6) 機器設置後、空気配管のフラッシングを行いアウトレット全数の空気清  
浄度測定・騒音振動測定・外観の点検及び試運転を行うこと。

## 5. 作業条件

- (1) 作業時間は原則として9：00～17：00までの間とする。時間外で  
の作業が必要な場合は、別途協議するものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後、現場責任者を選定し、工事体制表を作成して担  
当者に提出すること。また、受注者は、着工前に現場調査を行い、その結  
果をもとに工程表及び施工要領書を作成し、担当者に提出すること。な  
お、施工要領書には、工事で使用する材料及び工法等を明記すること。
- (3) 施工の際に研修所の建物・機械その他在来部分等で汚損又は破損の恐れ  
がある箇所については、適正な養生を行うこととし、施工の際に破損又は  
汚損した場合は、速やかに担当者に報告し、受注者の責において現状復旧  
すること。
- (4) 工事中は、安全に万全を期すこととし、受注者側の責による物損・人身  
事故が発生した場合は、受注者側の責により対処すること。また、事故が  
発生した場合は、速やかに担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ず  
ること。
- (5) 作業に必要となる電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使  
用することとし、費用は研修所が負担する。
- (6) 工事で使用する車輛や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合  
は、あらかじめ担当者の了承を得ることとし、担当者の指定する場所に存  
置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。
- (7) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分するこ  
と。
- (8) 本工事の状況を写真撮影し、7（3）の報告書にあわせて提出するこ  
と。

## 6. 一般的事項

- (1) 受注者は、本工事の契約締結後、ただちに現場調査を行い、現場状況を調査・把握のうえ、施工体制表及び作業工程表ならびに施工方法、必要部材、作業計画及び搬出入経路などをまとめた資料（以下、「工事計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を得ること。また、これを変更する場合も同様とする。
- (2) 本仕様書で定められていない事項で本工事の目的を達成するために必要となる事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- (3) 受注者は、工事計画書に基づき速やかに施工を行うこと。
- (4) 発注者は、受注者の申請に応じ、研修所が保有する図面等図書その他工事に必要な物品（以下「物品等」という。）について貸し出すものとする。
- (5) 受注者は、(4)の規定により借り受けた物品等について、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、工事完了報告の時までに発注者に返還しなければならない。なお、借り受けた物品等について破損・汚損又は紛失等があった場合には、受注者の負担により代品を納め又は原状回復して返還し、あるいはその損害を補償すること。
- (6) 受注者は、作業に際して、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び関連法令に基づき、作業員及び第三者の安全を確保すること。なお、安全注意義務を怠った場合には、関係法令及び契約条項に照らし、厳しく処分することとする。

また、職員及び研修生等に安全面で影響を与える作業を実施する場合には、発注者に了承を得て、必ず十分な養生を実施するとともに、必要に応じて警備要員を配置すること。
- (7) 事前に周知した内容と異なる工事や安全対策を行うこととなった場合は、あらかじめ発注者と協議し、工事計画書の変更計画書を提出して了承を得ること。
- (8) 電気工事にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気工事士法等の電気関係法令を遵守し、有資格者による工事を実施すること。また、工事にあたり、幹線電源の遮断が必要な場合は、関東電気保安協会等の電気主任技術者に立ち合わせることを。
- (9) 受注者は、本工事の実施にあたり必要となる騒音規制法、その他関係法令に基づく届出・申請事務及び手続きに係る事務連絡の代行を実施すること。

## 7. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に担当者の検査を受けること。
- (2) 前項の検査において、契約の内容に適合しない場合は、担当者が指示する期間内に修復するものとし、修復後、再度担当者の検査を受けること。
- (3) 受注者は、第1項の検査に合格した後、担当者に下記書類等を各2部提出すること。
  - ・工事完了報告書（工事写真含む）
  - ・完成図書（竣工図、機器完成図、保証書等）
  - ・その他研修所担当者が指示するもの

## 8. 契約不適合責任

受注者は、工事施工後1年以内に故障等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

## 9. その他

本仕様書に定めのない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、担当者との協議のうえ決定するものとする。

## 10. 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所 総務課

(担当：森脇、小沢 TEL 042-675-9945・FAX 042-677-9955)